

⑨ データ提出加算に係る届出を要件とする 入院料の見直し

第1 基本的な考え方

データに基づくアウトカム評価を推進する観点から、データ提出加算に係る届出を要件とする入院料の範囲を拡大する。

第2 具体的な内容

データ提出加算に係る届出を行っていることを要件とする入院料について、地域一般入院基本料、専門病院入院基本料（13 対 1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料及び精神科救急急性期医療入院料に拡大する。

改定案	現行
<p>【地域一般入院基本料】 [施設基準] □ 地域一般入院基本料の施設基準 ① 通則 4 データ提出加算に係る届出 <u>を行っている保険医療機関で あること。</u></p> <p>【専門病院入院基本料（13対1）】 [施設基準] 六 専門病院入院基本料の施設基準 等 (2) 専門病院入院基本料の注1本文 に規定する入院基本料の施設基準 ハ 十三対一入院基本料の施設基 準 ④ データ提出加算に係る届出 <u>を行っている保険医療機関で あること。</u></p> <p>【障害者施設等入院基本料】 [施設基準] 七 障害者施設等入院基本料の施設</p>	<p>【地域一般入院基本料】 [施設基準] □ 地域一般入院基本料の施設基準 ① 通則 (新設)</p> <p>【専門病院入院基本料（13対1）】 [施設基準] 六 専門病院入院基本料の施設基準 等 (2) 専門病院入院基本料の注1本文 に規定する入院基本料の施設基準 ハ 十三対一入院基本料の施設基 準 (新設)</p> <p>【障害者施設等入院基本料】 [施設基準] 七 障害者施設等入院基本料の施設</p>

<p>基準等</p> <p>(1) 通則 <u>障害者施設等一般病棟は、次のいずれにも該当する病棟であること。</u> <u>イ 次のいずれかに該当する病棟であること。</u> ①・② (略) <u>ロ データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。</u></p> <p>【特殊疾患入院医療管理料】 [施設基準] 八 特殊疾患入院医療管理料の施設基準等 (1) 特殊疾患入院医療管理料の施設基準 <u>へ データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。</u></p> <p>【特殊疾患病棟入院料】 [施設基準] 十二 特殊疾患病棟入院料の施設基準等 (1) 特殊疾患病棟入院料 1 の施設基準 <u>へ データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。</u> (2) 特殊疾患病棟入院料 2 の施設基準 次のいずれかに該当する病棟であること。 <u>イ 次のいずれにも該当する病棟であること。</u> ① (略) ② <u>(1)の施設基準のへを満たすものであること。</u> <u>ロ 次のいずれにも該当する病棟であること。</u> ① (略) ② <u>(1)の施設基準のロからへ</u></p>	<p>基準等</p> <p>(1) 通則 <u>障害者施設等一般病棟は、次のいずれかに該当する病棟であること。</u></p> <p><u>イ・ロ (略)</u></p> <p>【特殊疾患入院医療管理料】 [施設基準] 八 特殊疾患入院医療管理料の施設基準等 (1) 特殊疾患入院医療管理料の施設基準 (新設)</p> <p>【特殊疾患病棟入院料】 [施設基準] 十二 特殊疾患病棟入院料の施設基準等 (1) 特殊疾患病棟入院料 1 の施設基準 (新設) (2) 特殊疾患病棟入院料 2 の施設基準 次のいずれかに該当する病棟であること。 (新設) <u>イ (略)</u></p> <p><u>ロ 次のいずれにも該当する病棟であること。</u> ① (略) ② <u>(1)の施設基準のロからホ</u></p>
---	---

<p>までを満たすものであること。</p> <p>【緩和ケア病棟入院料】 [施設基準] 十三 緩和ケア病棟入院料の施設基準等 (1) 緩和ケア病棟入院料 1 の施設基準 <u>ヲ データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。</u> (2) 緩和ケア病棟入院料 2 の施設基準 (1) のイからリまで <u>及びヲ</u> を満たすものであること。</p> <p>【精神科救急急性期医療入院料】 [施設基準] 十四 精神科救急急性期医療入院料の施設基準等 (1) 精神科救急急性期医療入院料の施設基準 <u>ル データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。</u></p>	<p>までを満たすものであること。</p> <p>【緩和ケア病棟入院料】 [施設基準] 十三 緩和ケア病棟入院料の施設基準等 (1) 緩和ケア病棟入院料 1 の施設基準 (新設) (2) 緩和ケア病棟入院料 2 の施設基準 (1) のイからリまでを満たすものであること。</p> <p>【精神科救急入院料の施設基準等】 [施設基準] 十四 精神科救急入院料の施設基準等 (1) 精神科救急入院料の施設基準 (新設)</p>
--	---

[経過措置]

データ提出加算に係る施設基準について、令和4年3月31日において、現に地域一般入院基本料、専門病院入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料又は緩和ケア病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関については、許可病床数が200床以上のものにあつては令和5年3月31日までの間、許可病床数が200床未満のものにあつては令和6年3月31日までの間、令和4年度診療報酬改定前の基準で届け出て差し支えない。

また、令和4年度診療報酬改定前からデータ提出加算に係る届出を行っていることが要件とされている入院料を届け出ていない保険医療機関であつて、新たにデータ提出加算に係る届出が要件化される入院料のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が当該保険医療機関において200床未満であり、かつ、電子カルテシステムが導入されていない等、データの提出を行うことが困難であること

について正当な理由があるものについては、当分の間、令和4年度診療報酬改定前の基準で届け出て差し支えない。

さらに、精神科救急急性期医療入院料については、令和6年3月31日までの間に限り、データ提出加算に係る届出の要件を満たすものとみなす。